

情報セキュリティ対策推進会議について

平成17年 7月14日
平成19年 4月23日改正
平成22年 7月22日改正
平成24年 1月24日改正
平成25年 6月27日改正
情報セキュリティ政策会議決定

- 1 関係行政機関の最高情報セキュリティ責任者(CISO)等相互の緊密な連携の下、政府機関における情報セキュリティ対策の推進を図るため、情報セキュリティ政策会議(以下「政策会議」という。)に、情報セキュリティ対策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。
- 2 推進会議は、議長、副議長、構成員及びオブザーバーをもって構成する。議長は内閣官房副長官(事務)、副議長は内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監とし、構成員及びオブザーバーは、政策会議議長の指定する官職にある関係行政機関の最高情報セキュリティ責任者(CISO)等とする。
- 3 推進会議に幹事会を置く。幹事会は、関係機関の職員で議長の指定する官職にある者によって構成する。
- 4 推進会議の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附則

情報セキュリティ報告書専門委員会は、廃止する。